

## 規 則

埼玉県財務規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年九月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第七十号

埼玉県財務規則等の一部を改正する規則

(埼玉県財務規則の一部改正)

第一条 埼玉県財務規則(昭和三十九年埼玉県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第二百二十六条第四項中「納付しようとする指定金融機関等が加入している手形交換所(手形交換を委託している金融機関にあつては委託先の金融機関が加入している手形交換所)の手形交換取扱地域」を「全国の区域」に改める。

(埼玉県財務規則の一部を改正する規則の一部改正)

第二条 埼玉県財務規則の一部を改正する規則(令和四年埼玉県規則第十六号)の一部を次のように改正する。

様式第四十一号(二)、様式第四十一号(四)、様式第四十一号(八)、様式第四十一号(十二)及び様式第四十二号(十)の改正規定中「様式第四十一号(二)、様式第四十一号(四)、様式第四十一号(八)、様式第四十一号(十二)及び様式第四十二号(十)を次のように改める。」の次の様式第四十一号(二)、様式第四十一号(四)、様式第四十一号(八)及び様式第四十一号(十二)の改正規定を次のように改める。

様式第 4 1 号 ( 2 ) ( 第 5 0 条関係)

年 度	通知年月日	通知番号	支 払 金 額 (円)	

受取方法

下記の銀行にこの通知書を持参してお受け取りください ( 運転免許証等の提示を求められることがあります ) 。

送  
金  
通  
知  
書

( 裏面を御覧ください ) 。

埼玉県会計管理者 印

支払済印

支払金融機関  
支 払 内 容  
課 所

(裏面)

1 受取方法

- (1) 領収書欄に領収の年月日、住所及び氏名を自署し、通知年月日から1年以内に、表面に記載された銀行の支店に提出してください。
- (2) 受取人が法人の場合は、領収の年月日、住所、法人の名称、代表者の職名及び氏名を記入し、代表者印を押印した上で、上記(1)と同様の手続をしてください。
- (3) 本人に代わって代理人が受け取る場合は、本人が委任状欄に署名(法人の場合は記名押印)し、代理人が領収書欄に署名した上で、上記(1)と同様の手続をしてください。

2 受取上の注意

- (1) 次のアからウまでのいずれかに該当する場合は、本送金通知書では支払を受けることはできません。
  - ア 表面に記載された支払金額又は宛先の住所若しくは氏名が訂正されているもの
  - イ 領収書欄の署名(法人の場合は代表者印)がないもの(代理人を受け取る場合は、委任状欄の本人の署名(法人の場合は代表者印)及び領収書欄の代理人の署名がないもの)
  - ウ 通知年月日から1年を経過したもの(受取方法については、発行機関にお問合せください。)
- (2) その他  
受取時の住所又は氏名が宛先の住所又は氏名と異なる場合は、運転免許証、健康保険の被保険者証、住民票の写し、登記事項証明書その他受取時の住所又は氏名を証明できるものを金融機関の窓口に表示してください。

領 収 書	⑧	営業に関するもので受取金額が5万円以上のものは収入印紙をお貼りください。
表面の支払金額の欄に記載された金額を領収しました。		
年 月 日		
住所		
氏名	⑧ (法人の代表者印)	
(受取人が個人の場合は、本人又は代理人が署名してください。)		

委 任 状		
表面の支払金額の欄に記載された金額の受取を		
(代理人)		
住所		
氏名		
に委任します。	年 月 日	
(本人)		
住所		
氏名		⑧ (法人の代表者印)
(個人の場合は、本人が署名してください。)		

様式第 4 1 号 ( 4 ) ( 第 5 0 条関係)

年度	通知年月日	通知番号	支 払 金 額												
				千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

--

送

受取方法

下記の銀行にこの通知書を持参してお受け取りください ( 運転免許証等の提示を求められることがあります ) 。

埼玉県会計管理者 印

金  
通  
知  
書  
(裏面を御覧ください。)

市  
都  
郡

町  
区  
村

番地  
様

支払金融機関		支払済印
銀行	支店	
課 所 名		
支払内容		

(裏面)

1 受取方法

- (1) 領収書欄に領収の年月日、住所及び氏名を自署し、通知年月日から1年以内に、表面に記載された銀行の支店に提出してください。
- (2) 受取人が法人の場合は、領収の年月日、住所、法人の名称、代表者の職名及び氏名を記入し、代表者印を押印した上で、上記(1)と同様の手続をしてください。
- (3) 本人に代わって代理人が受け取る場合は、本人が委任状欄に署名(法人の場合は記名押印)し、代理人が領収書欄に署名した上で、上記(1)と同様の手続をしてください。

2 受取上の注意

- (1) 次のアからウまでのいずれかに該当する場合は、本送金通知書では支払を受けることはできません。
  - ア 表面に記載された支払金額又は宛先の住所若しくは氏名が訂正されているもの
  - イ 領収書欄の署名(法人の場合は代表者印)がないもの(代理人を受け取る場合は、委任状欄の本人の署名(法人の場合は代表者印)及び領収書欄の代理人の署名がないもの)
  - ウ 通知年月日から1年を経過したもの(受取方法については、発行機関にお問合せください。)
- (2) その他  
受取時の住所又は氏名が宛先の住所又は氏名と異なる場合は、運転免許証、健康保険の被保険者証、住民票の写し、登記事項証明書その他受取時の住所又は氏名を証明できるものを金融機関の窓口に提示してください。

領 収 書	④ 営業に関するもので受取金額が5万円以上のものは収入印紙をお貼りください。
表面の支払金額の欄に記載された金額を領収しました。 年 月 日	
住所	
氏名	④ (法人の代表者印)
(受取人が個人の場合は、本人又は代理人が署名してください。)	

委 任 状	
表面の支払金額の欄に記載された金額の受取を	
(代理人)	
住所	
氏名	
に委任します。	年 月 日
(本人)	
住所	
氏名	④ (法人の代表者印)
(個人の場合は、本人が署名してください。)	

様式第41号(8) (第50条関係)

年度	通知年月日	通知番号	支 金	払 額	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
年度	・	・														

--

受取方法

埼玉県にこの通知書を持参してお受け取りください(運転免許証等の提示を求められることがあります。)

埼玉県 県税事務所出納員 印

送  
金  
通  
知  
書  
(裏面を御覧ください。)

	様
--	---

店 名		支払済印
銀行 支店		
課所名	埼玉県 県税事務所	
支 払 内 容	県税過誤納金還付	

(裏面)

1 受取方法

- (1) 領収書欄に領収の年月日、住所及び氏名を自署し、通知年月日から1年以内に、表面に記載された銀行の支店に提出してください。
- (2) 受取人が法人の場合は、領収の年月日、住所、法人の名称、代表者の職名及び氏名を記入し、代表者印を押印した上で、上記(1)と同様の手続をしてください。
- (3) 本人に代わって代理人が受け取る場合は、本人が委任状欄に署名(法人の場合は記名押印)し、代理人が領収書欄に署名した上で、上記(1)と同様の手続をしてください。

2 受取上の注意

- (1) 次のアからウまでのいずれかに該当する場合は、本送金通知書では支払を受けることはできません。
  - ア 表面に記載された支払金額又は宛先の住所若しくは氏名が訂正されているもの
  - イ 領収書欄の署名(法人の場合は代表者印)がないもの(代理人を受け取る場合は、委任状欄の本人の署名(法人の場合は代表者印)及び領収書欄の代理人の署名がないもの)
  - ウ 通知年月日から1年を経過したもの(受取方法については、この通知書を発行した県税事務所にお問合せください。)
- (2) その他
  - ア 通知年月日から5年を経過しますとこの支払金を受け取る権利がなくなりますので御注意ください。
  - イ 受取時の住所又は氏名が宛先の住所又は氏名と異なる場合は、運転免許証、健康保険の被保険者証、住民票の写し、登記事項証明書その他受取時の住所又は氏名を証明できるものを金融機関の窓口にて提示してください。

領 収 書		
表面の支払金額の欄に記載された金額を領収しました。		
住所	年 月 日	
氏名		Ⓜ (法人の代表者印)
(受取人が個人の場合は、本人又は代理人が署名してください。)		

委 任 状		
表面の支払金額の欄に記載された金額の受取を		
(代理人)		
住所		
氏名		
に委任します。                      年    月    日		
(本 人)		
住所		
氏名		
Ⓜ (法人の代表者印)		
(個人の場合は、本人が署名してください。)		

様式第41号(11) (第50条関係)

年度	通知年月日	通知番号	支 金	払 額		
年度	・	・				

受取方法

埼玉りそな銀行にこの通知書を持参してお受け取りください(運転免許証等の提示を求められることがあります。)

埼玉県自動車税事務所出納員 印

送  
金  
通  
知  
書  
(裏面を御覧ください。)

課 所 名	埼玉県自動車税事務所	支 払 済 印
支 払 内 容		
銀 行	支 店	

様



(裏面)

1 受取方法

- (1) 領収書欄に領収の年月日、住所及び氏名を自署し、通知年月日から1年以内に、表面に記載された銀行の本店又は支店に提出してください。
- (2) 受取人が法人の場合は、領収の年月日、住所、法人の名称、代表者の職名及び氏名を記入し、代表者印を押印した上で、上記(1)と同様の手続をしてください。
- (3) 本人に代わって代理人が受け取る場合は、本人が委任状欄に署名(法人の場合は記名押印)し、代理人が領収書欄に署名した上で、上記(1)と同様の手続をしてください。

2 受取上の注意

- (1) 次のアからウまでのいずれかに該当する場合は、本送金通知書では支払を受けることはできません。
  - ア 表面に記載された支払金額又は宛先の住所若しくは氏名が訂正されているもの
  - イ 領収書欄の署名(法人の場合は代表者印)がないもの(代理人を受け取る場合は、委任状欄の本人の署名(法人の場合は代表者印)及び領収書欄の代理人の署名がないもの)
  - ウ 通知年月日から1年を経過したもの(受取方法については、自動車税事務所にお問合せください。)
- (2) その他
  - ア 通知年月日から5年を経過しますとこの支払金を受け取る権利がなくなりますので御注意ください。
  - イ 受取時の住所又は氏名が宛先の住所又は氏名と異なる場合は、運転免許証、健康保険の被保険者証、住民票の写し、登記事項証明書その他受取時の住所又は氏名を証明できるものを金融機関の窓口にて提示してください。

領 収 書
表面の支払金額の欄に記載された金額を領収しました。
年 月 日
住所
氏名 <span style="float: right;">㊟ (法人の代表者印)</span>
(受取人が個人の場合は、本人又は代理人が署名してください。)

委 任 状
表面の支払金額の欄に記載された金額の受取を
(代理人)
住所
氏名
に委任します。                      年    月    日
(本人)
住所
氏名 <span style="float: right;">㊟ (法人の代表者印)</span>
(個人の場合は、本人が署名してください。)

附則第一項第二号中「令和五年四月一日」を「令和四年十一月四日」に改める。

附則

この規則は、令和四年十一月四日から施行する。ただし、第二条の改正規定は、公布の日から施行する。